

第五十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第三十五号

昭和四十一年五月十三日(金曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 小川 平二君 理事 河本 敏夫君

理事 始関 伊平君 理事 田中 榮一君

理事 板川 正吾君 理事 加賀田 進君

理事 中村 重光君 理事 内田 常雄君

理事 稻村 左四郎君 理事 神田 博君

理事 海部 俊樹君 理事 小宮山 重四郎君

理事 黒金 泰美君 理事 田中 六助君

理事 佐々木 秀世君 理事 大村 邦夫君

理事 三原 朝雄君 理事 沢田 政治君

理事 桜井 茂尚君 理事 島口 重次郎君

理事 實川 清之君 理事 山崎 始男君

理事 田中 武夫君 理事 麻生 良方君

出席國務大臣

通商産業大臣 三木 武夫君

建設大臣 瀬戸山 三男君

出席政府委員

内閣法制局参事 田中 康民君

農林事務官 稲垣 元宣君

農林事務官 稲垣 元宣君

通商産業政務次官 進藤 一馬君

中小企業庁長官 影山 衛司君

建設政務次官 谷垣 專一君

建設事務官 志村 清一君

建設事務官 志村 清一君

五月十二日

中国経済貿易展覧会開催に関する請願(倉石忠雄君紹介)(第四四三〇号)

同(原茂君紹介)(第四四三二号)

同(増田甲子七君紹介)(第四四三二号)
電気工事業法制定に関する請願(田中榮一君紹介)(第四三〇七号)

同(田中榮一君紹介)(第四三七九号)
同(田中榮一君紹介)(第四四一六号)

中国経済貿易展覧会開催に関する請願(小川平二君紹介)(第四二九五号)

同(唐澤俊樹君紹介)(第四二九六号)
同(小坂善太郎君紹介)(第四二九七号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第四二九八号)
同(吉川久衛君紹介)(第四三三三三号)

同(下平正一君紹介)(第四三三四号)
同(中澤茂一君紹介)(第四三三五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案(内閣提出第一四二二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(板川正吾君外十八名提出、衆法第二二二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

○天野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案、板川正吾君外十八名提出官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案、麻生良方君外一名提出官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 三法案中、政府案に対しては

質問をいたします。

それではまず最初に中小企業庁長官にお尋ねしますが、この法律の目的は何か、この法律は何のためにつくろうとしておられるのか、大体法律は第一

「受注の機会を確保するため」云々であるわけですか。言いかえるなら、機会を与えるんだ、こういうことだと思ふのです。機会を与えるということ

は、窓口を広げることだと思ふのです。現実には物を渡すのではなくて、もろえるように窓口を広げてやろう、これだけの内容だと思ふのですが、

そうですか。

○影山政府委員 御説のとおり、受注の機会の増大をはかるということにつきましては、できるだけ中小企業者に官公需契約に参加する機会を与えてやる、広げてやるという趣旨でございます。

○田中(武)委員 その機会を与えるということだけならば、あえてこの法律を必要としないのじゃないか。機会を与えるだけだったならば、これはもう憲法のもとにおいても平等なんです。しかもいままで与えておらなかったことがかりにあるとすれば、そのほうが間違つておるのです。契約自由の原則からいって機会を与えるということであるならば、私はあえて法律を必要とは思ふない。問題は、機会を与えたと同時に、中小企業が実をとりようにしなくてはならない。したがってこの法律は窓口を開くということではなくて、実を与えるという法律でなくてはならないと思ふのです。ところが、第一条を見ると、機会を与える、窓口を広げる、それだけに終わると思ふのです。が、それではこの法律は、先日来通産大臣あるいは中小企業庁長官が画期的なとかあるいは踏み切ったとかおっしゃっておるが、それはことばだけにすぎぬ、そういうことになるのですが、特に機会を与えるということだけで、何のプラスがあります。いままで機会が与えられなかったと

と自体がおかしいのです。それでしよう。

○影山政府委員 単純にチャンスを与えた場合にも、同質同価の場合に、同じ品質で同じ価格の場合におきまして、契約担当者として安心しては、大企業のように入札すればそれで安心なわけ

でございますけれども、この法律に従いまして、同じ価格で同じ品質の場合には、できるだけ中小企業者のほうに機会を与えるとかあるいはできるだけ中小企業者の中からそういう受注に適した中小企業者を発掘の努力をするというふうな意味を、この機会を与えることにも含まれておるわけ

でございます。一方におきましては、中小企業者のほうでは、自主的努力によりまして良質廉価な品物を提供すること、而々相まちまして、この中小企業基本法の第二十条にも書いてござい

ますように、「中小企業が供給する物品役務等に対する需要の増進に資する」ということとなるわけ

でございます。この基本法第二十条に即しまして、この目的のほうにも中小企業者の受注の機会の増大をはかることによりまして需要の増進をはかるというふうに書いておるわけでございます。先生のおっしゃる御趣旨全くそのとおりを書いたというふうに考えておるわけでございます。

○田中(武)委員 それでは、法律的に「中小企業者の受注の機会を確保する」というのと、中小企業者の受注を確保するということ、どれだけ違いますか。法律的に解釈上「機会」があるのとないのとどう違いますか。

○影山政府委員 法律の解釈につきましては、先生のお教えを受けなければならぬのでござい

ますけれども、受注の機会の確保というのと受注の確保ということにつきましては、法律上どうい

う異なるかということでございますが、私どもの解釈しておるところによりましては、これは中小企業基本法全体の精神から出てくるわけござい

まして、中小企業者の受注機会の増大をはかるとい

う機会を増大させると同時に、中小企業基本法の第一条の政策の目標にも「中小企業者の自主的な努力を助長」というふうな規定がございますので、その中小企業者の自主的な努力というものと相まちまして、結果的に受注の確保と申しますか、この官公需の法律に書いてございませう需要の増進ということになるのでございませう。

○田中(武)委員 どうもわからぬね。法制局の田中さん、実はこの政府案の第一条でいま議論しておるのですが、第一条の中に「中小企業者の受注の機会を確保するため」云々とあるわけですね。われわれは機会を与えるということとは門を開く、窓口を開くということだけであって中身にはつながらない、こう言っているわけですね。そこで、この「機会」をとったかどうか、こう言っておるわけなんです、まず条文解釈上「機会」という文字があるのとなじいのかどうか、こう言っているわけですね。

○田中(康)政府委員 受注の機会の確保と申しますのは、やはり発注を受けるにつきますので機会の確保と申します。ある程度といつてはいいませんが、確保してやるということでありまして、受注の確保と申しますと、その間に「機会」がございませんで、受注そのものが確保される、結果的には受注そのものが確保されるということでございますから、機会の確保では、受注そのものが確保されるということには、そのままではならないというふうに考えております。

○田中(武)委員 そうしますと、この政府案第一条の、機会の確保ということば、これは法原則からいって私は当然だと思ふのです。わざわざ法をもつてうたわなくては、機会は与えなくちゃならない。これは法の原則だと思ふ。機会均等の原則にのっとって当然だと思ふのです。したがってこの「機会」という文字だけをつけて、あとの三条の「予算の公正かつ効率的」と二つ相まって、これは骨抜きになつてしまふ、こういうふうに考へておるわけですね。

そのあとのことはあとで触れるとして、機会均

等の原則、これは当然なんです。だからあえて「機会」ということばを入れるなら法律を特につくる必要はないのじやなかろうか、そのように思ふのですが、法解釈的にはいかがですか。

○田中(康)政府委員 確かに仰せられますように、機会を均等に与えるということば、これは憲法上すべてに保障されておるわけではございませうが、それをあることばの上からかもしませんが、確保するということばになりますと、その機会の均等を与えるということだけではなく、やはりその均等に与えたるものの中に、その受注が将来受注になるようなことについてある程度強力な確保という機会を与えたわけではございませう、普通の意味における機会均等とは違ふ、かように実は考えております。

○田中(武)委員 憲法からいっていわゆる機会均等の原則、これは大臣とは憲法論議はやらぬこととしておきますが、それはあまりにも抽象的な原則である。しかしここに目的の中に「機会」ということばを入れることによって、機会を与えることがいわれる機会均等の原則という抽象的なものからや具体的になる、それだけの意味はある、こういうことですか。

○田中(康)政府委員 いま仰せられましたように、抽象的なものがさらに具体的になる、その具体的になる、なり方の問題だと思ひます。具体的になる場合に、やはりその機会を確保するということば、そこにはニュアンスも違ひますし、また形式上われわれが実際考えます考え方といたしましても、非常に異なつてくるというように実は考へておるわけでありませう。

○田中(武)委員 その機会を与えないということば、いままでそういうことがあつた、そのことと自体が誤りなんですね。したがってここで機会の増大をはかることをもつて目的とする、こういうことは、いわば当然のことを注意的に書いたにすぎないのじやないか。この法第一条目的から、特に有意義なものが出てくるかという、出てこ

ないのじやないか。いままでは与えなかつたことが間違ひなんですか。当然機会均等の原則からいって与えらるべきだ。それが与えられていなかつたことが誤りであつて、それを是正するための注意規定くらいにしかこれはとれないのです。そうすると内容のあるものとは考えられない、こういうことなんですか。

○田中(康)政府委員 公平の原則と申しますものは、やはりその社会上的地位と経済上の実力とありやうなものに依りまして与えられてくるわけでありまして、そのために中小企業が従来与えられなかつたということは、これはしかしながら憲法に違反してまで与えられなかつたわけではございませんで、やはりそこにはさういう一定の違いがあつたために与えられなかつたというふうに私たちは考えるわけではございませう。今度はさういう違いがあるから、よけいさういふものについて機会を確保するといふ特段の措置を講ずるといふ意味で、第一条でこれをうたつたということではございませう。

○田中(武)委員 この機会を与えるということば、窓口を広げる、チャンスを与える、こういうことであつて、中小企業のために具体的に受注を確保してやる、こういうことには直接結びつかない、当然なことを宣言したにすぎないと思ひます。そこで、これを抜いたらどうか、こういうことに対して、中小企業基本法第二十条に同じく機会を与えるならばなぬという条文があるから、中小企業基本法との関係上同じ文句でなくなくてはならないのだ、こういうことなんですか。私は基本法のもとに具体的単独法をつくるに、基本法のことと同じことばを使わなくてはならぬという原則はないと思ふのです。むしろ基本法がより抽象的なものに対して、よりそれを実施する具体的文句があつてしかるべきだ。したがって、政府の主張する、基本法の二十条に同じ文句があるから、ここでこの字句は削除すること

はできない、基本法と同じことばでなくちゃならぬなんということは法律的には通らない、こう断

言しますが、いかがですか。

○田中(康)政府委員 全く純粋に法律論として申しますと、基本法に「機会の確保」ということばがあるから、その「機会の確保」を具体的な法律でもつていろいろな形式づける場合に、同じことばを用いなければならぬということとは当然でございませう。私もその点につきましては先生の御意見と全く同様でございませうけれども、ただ実際問題として、ここに書いてあります「受注の機会を確保」ということばがそれだからいけないというふうには実は考へてはおりませう。

○田中(武)委員 影山さん、法制局がいまお聞き

の答弁をしたのです。さうすると、あなたの答弁は必ずしも法律的には正しいものではないと思ふのですが、どうですか。

○影山政府委員 法律的にはやはり法律の法律でございまして、後法が前法に優先するといふやうな原則で、後法につきましていろいろと異なつた規定はできると思ふのです。ところが、私どもの施策は中小企業基本法にとりまして、施策を講じておるわけではございまして、御承知のように、この基本法第一条の「政策の目標」におきまして「中小企業者の自主的な努力を助長し」といふことになつておりました、第二十条におきまして「中小企業者の受注の機会の増大を図る」といふことと両々相まちまして需要の増進をはかるということになつておるわけではございませう。これを直ちに「受注の確保」あるいは「発注の確保」といふことをこの目的にうたいますと、たとえば高くて悪くても中小企業者のために発注を確保してやらなければならぬという誤解を生むおそれもございませう。さういふ趣旨もございまして、この基本法の第二十条に、特に「中小企業者の受注の機会の増大を図る」と書きました趣旨は、まさにその二つの理由によりまして書いてあるわけではございませう、その中小企業基本法の趣旨、根本の精神から申しまして、私どもの官公需の法律の目的の書き方というのは基本法の趣旨に沿つておるといふふうに考へております。

○田中(武)委員 先ほど来あなたが言っておった基本法にこうあるから直せませんということではないですね。

○影山政府委員 それは必ずしもそうではございません。純粹に法律論的にいけばそうではございませんが、法の基本精神から、あるいは私どもの考へております中小企業政策の基本から申しまして、こういう規定のしかたがよいであらうということと規定した次第でございます。

○田中(武)委員 現在の制度なり中小企業庁がどの程度中小企業のことを考へているかということのさしにはなりますね。しかしながら、この「機会」ということを削除したらどうかということに對して、基本法第二十條に「機会の増大」ということばがあるから、同じことばにしなればならないのだということとは通らないのだ、ここだけは確認しておきます。いいですね。大臣いかがですか。

○三木國務大臣 私は基本法の立案に参加したわけではないのでありますが、非常に考へ抜いたことばだと思つております。やはりこの機会の増大というものは民主主義の大原則で、私は大好きです。だから、これは田中博士のように立法論ばかりではないのですよ。政策論も加えて考へてみると、やはり何らかの中小企業者の努力というものもそこに加味するというのが政策理論としてはベターで、教育の機会の増大とか雇用の機会の増大とかあるいはまた勉強しようという意欲とか、この余地を残すことがやはりいいのではないかと。こういうことで自民党がこういう提案をやろうというのですから、需要を確保してあげようという精神からこういう法案の提案になったのですから、それは疑う余地がない。その場合に中小企業者もやはり努力しなければならぬ。その努力の余地は政策論として残しておいたほうがいい。そういう意味で私は機会ということばは大好きです。民主主義における機会の増大ということばは、そのものずばりよりも、機会というものを与

えて、やはり人間の努力する余地を残してあるということとは、非常にこれは基本法でも考へ抜いたことばである。それから今度の場合でもこれを使つたのは、民主主義の原理、原則であつて、考へて考へ抜いたことばであつて、まことにただ偶然にできたことばでない、こういうふうに考へております。

○田中(武)委員 大臣最初おいででなかったが、機会均等の原則は憲法でも保障しておる民主主義の基礎であるということとは、論議が終わつたわけですから。そこで立法論ということではなく、政策論としてのいわゆる政府なり中小企業庁の中小企業の問題に關するわれわれとの深淺の違いという点だけはここで認められると思ひます。

もう一つは、これは先ほど笑ひ話のように出ておつたけれども、政府のつくられる法律は羊頭を掲げて狗肉を売るといふのですか、名前はいいけれども中身がないといふことをわれわれはよく言つておるのです。これは「受注の確保に關する法律」になつておる。だが目的は「機会を確保」となつておる。これは少し看板と中身が違ふのじやないかと思ふのですが、それについてはどうですか。

○田中(康)政府委員 これは私も法制局におきまして審議したときの議題でもございすので、私から一応御説明申し上げます。

法律の題名は、すべてその体をあらわすようにしなければいけないということが原則でございす。そこでわれわれといたしまして、当然法律における題名をいかにしなければならぬかといふことについての審査をいたしたわけでございますが、ただ題名につきましては、やはり体系そのものの内容につきましてそれをこまごましくあらわすといふことはできませんで、やはり簡潔を旨とし、しかもその簡潔の中に、国民がこれはどういふことを規定している法律であるかといふことがはつきりわかるようにしたほうがいい、こういうことでございまして、われわれといたしましても、受注の機会というようなものを入れる案に

つきましても検討いたしましたわけでございますけれども、しかし、やはり題名にそこまでする必要はないといふふうに考へまして、実はいたしたわけでございます。

あと、實質的には中小企業庁長官のほうから御答弁をお願いしたいと思ひます。

○影山政府委員 法制局第四部長のおっしゃいましたことと同じでございます。

○田中(武)委員 ともかくこれは看板がきれい過ぎる、中身よりかわいひ看板を掲げた、こういうことだけを確認しておきます。これをどつちかに直せといふことは、またあとですとして、看板と中身がだいぶん違ふ、こういうことだけは認めになりますね。

○影山政府委員 題名のことでございますので簡潔を旨といたしております。それから官公需といふことばにつきましても、内容とは關係なしに、熟しておる、通常使つておることばを使つておるやうなわけでございます。題名と内容とは別にお考へ願つたほうがいいのではないかと思ひます。

○三木國務大臣 私から一言。いまの内容と題名が違ふとか羊頭狗肉とかいふのは私はちよつと承服できない。全体の立法の精神に流れておるものは、中小企業者の受注、需要を確保したいといふこと、これは全条に流れておる精神であります。だから社会党の場合も、何も高くて内容の悪いものを入つては言わないのですから、機会といふものが入つてはいいからといってこれを骨抜きにするといふことは少し思ひ過ぎであつて、やはり機会を増大して努力の余地を中小企業者に残しておるというところ、このほうが好ましい。ほかに機会を入れてないものがあれば入れたほうがいいと思ふくらいです。ほかの法律でも機会の増大をすべきである。中小企業基本法なんぞにも入つてゐることとはもつともなことです。もしそういうことがなければ、社会党は高くても、内容が悪くて、必ず中小企業にこれで確保しろといふなら別ですよ。そうでないのですから、やはり増大すべ

きは機会であつて、そして増大された機会の中で中小企業者が需要を確保できるような競争的な条件を中小企業は持たなければならぬ。こういうことで、あなたの方の主張とこの法案がそんなに違ふとは私は思わぬ。ただ、国民から見ればそういう感じを受けやすいと思ふ面はありますけれども、内容に至つては、この法案が羊頭狗肉だとかいふやうなことは、あまりにも批判としては正鵠を得ていない、だからそれは承服できないということをお願いいたします。

○田中(武)委員 大臣が承服できないということになるとこつちも承服できぬということになるのだが、それはそれとしても、少なくとも題名は中身をあらわす、名は体をあらわすでなくちやならないが、名前が少しきれ過ぎる、そのことは確かだと思ひます。それから、にもかくにも、こういう名前を持つ法律案を出されたことにはわれわれは大きな敬意を払つております。したがつて、現在そこにおられる三木大臣なり影山長官のときにはそれはそういう気持ちかもしれませぬ。しかし、法といふものは、一たん成立すると、立法者の意思にかかわらず一人歩きをするものなんですよ。じゃあその人たちは何によるかといへば、あらわれた条文の解釈で動くわけなんです。いつまでも大臣が通産大臣におられるならよろしいが、総理大臣になつていただかなければならぬわけでもないでしよう。法律は、一たんできると永久にといひますか、ともかくこの法が廃止されるまでは立法者の意思とは離れて一人歩きをするのです。したがひまして、立法者の意思は十分に法の表現に盛らなければ、立法者の意思は買かれなないといふことになる。そのことだけを申し上げておきます。

これ以上申し上げても、あまり法律論をあれしでもどうかと思ひますので、その次に、この法律がかりに実施せられた。そういたしますと、実施の状況、たとえば第四條の方針、第五條の通知、報告等々も含めて当然基本法の第八條の年次報告

の対象となると思うのですが、なりますね。

○影山政府委員 御指摘のとおりでございます。

○田中(武)委員 そうすると、四十年年度の年次報告、いわゆる中小企業白書を見ると、四八八ページから四九〇ページの三ページにわたって官公需受注について出ております。そしてその三ページのうち一ページは表なんです。これは法律がないから一応こうしたということだけだろうが、私は、もっと詳細に、もっと緻密に、そしてさらにこの次は四十二年度に施そうとする施策の中へもこれが出てくるんじゃないかと思っております。

それがはつきりとなされる。そのことによって、若干われわれが危惧しておるところの、われわれが義務だと言っておるところが努力だとか、あるいは公表だとか通知だとか要請だとかいってこばになっておることは、それは運用で補充していくということとはわかる。同時に、基本法に基づく年次報告に、より詳細により具体的に報告することによってわれわれは運用のあとを見ることができると思うのです。そのことは確認できますね。ただ三ページから二ページでこの次の年次報告はごまかさない、こういう審議の中における議論等も考えて、もっと具体的な、われわれの言っている、社会政策のような結末をしていくと同じような効果があがるようにして、そしてそのあとを国会へ基本法第八条によって報告する、それはいいですね。

○影山政府委員 この四十年年度の中小企業白書ができます当時には、まだこういう法律を出すかどうかということも決定しなかつたような段階でございまして。もちろん法律はございませんで、従来のやり方を踏襲したわけでございますけれども、一たびこの法律が通過成立いたしました以上は、詳細具体的にこの中にも報告をいたしました以上は、一般の御批判にもこたえていきたいというふうに考えております。

○田中(武)委員 それはあとで両党間の話し合いの話題にもなるかと思ひますので、「機会」ということばについてはその程度にします。しかし、

成立いたしました時に於ける立法者の意思をどこまで生かして運営せられるかというところは、われわれは白書をもつてあとで確認するわけですから、そういう点だけをひとつ希望し確認しておきたいと思ひます。

次に、第二条の一項四号にこの法律における組合の定義があつております。これは先日の板川質問だったかにも、中小企業等協同組合、団体組織法による組合、あるいは商店街組合、こういうように具体的に答弁せられたのですが、その組合は先日の長官答弁のまま受け取つてよろしいか。

○影山政府委員 御指摘のとおりでございます。

○田中(武)委員 第二条第一項四号の規定だけ見ると「特別の法律によって設立された組合及びその連合会」、こういうことで読むと、たとえば生協、農協、水産協同組合、いろいろあるわけだ。そこで少なくとも四号で「特別の法律によつて設立された」ということなら、いま申しましたようないわゆる商業的なあるいは工業的なものだけでなく、それ以外の協同組合もあり得るわけですね。それについてはどうです。この法律をそのまま読めばそう解釈するのですかね。どうでしょうか。

○影山政府委員 「特別の法律によつて設立された組合」という中には、特別の法律で設立がございしますけれども、何で入るわけにございしますが、その中で「政令で定める」というふうになっておる。そして、この法律の目的に照らして妥当と思われる組合を指定するということになっております。

○田中(武)委員 そうすると、たとえば生協であるとかあるいは農協は政令で指定しないつもりであるので、先日の答弁のとおりだ、こういうことですね。

○影山政府委員 中小企業問題をいろいろやっておりますと、生協と農協と中小企業との問題というのはいろいろとむずかしい問題がございします。で、そういうところも見えませんが、どうするかどうか、さしあたりは、やはり農協等はこれ

には指定しないというつもりにいたしておるわけでございます。

○田中(武)委員 農林省見えてますね。——この法律が通れば、農林省の発注あるいは購入の問題は当然この法律にのつてやつてもらわねばならぬということになるのですけれども、その場合、農協から——それはいわゆる単協だけじゃないに系列全部含めていわゆる農協系列から農林省へ物を納めたり、あるいは農林省が購入しておるものがたくさんあると思うのです。そういうのは一体どちらへ入れますか。農協を大企業ともいえないと思うのです。またこの法律でいう中小企業ともいえない。そうするならば農協はどう取り扱いますか。

○稲垣政府委員 ただいま先生の御指摘の点につきまして、まだ通産省のほうから政令の内容につきまして具体的な御相談がございせんので、農林省といたしまして最終的な結論は得てございせん。したがって目下検討中でございます。また先生御心配いただいているような点につきましては、現在でも、予算決算及び会計令の随契で、農協関係はかなり優遇されているようなかっこうで、物件の買入れその他において優遇されておるような形になっております。

○田中(武)委員 ほかの省庁にもあるかも知れませんが、ことに農林省は系列農協の関係から入るものも相当あると思うのです。これは単協の意味ではなしに、経済連だとか全購連だとかも含めて系列農協といつては、相当あるわけですね。その場合に一体どちらに入れて考えるのか。あるいは中小企業庁からまだ相談を受けていないということなんですが、中小企業庁の長官の話では、先ほど来言うように農協等は含まない。そうするならば、農協等の購入については、この場合大企業とみなすのか、やはりこの法律でいう組合とみなし第三条による組合を通じての契約をする、こういうことになるのかどうか、影山さん、どうです。

○影山政府委員 この予決令の九十九条におきましては、その第十六号で農協が随契約の対象になり得るということになっております。それから十八号では事業協同組合等が随契約の対象になるというふうになっておりました。十六号と十八号とおの号を分けて書いてあるわけでございますが、やはりおのおの、十八号のほうは中小企業対策という意味から、それから十六号のほうは、農協については農協対策という意味で別な考え方をしておるようにも受け取れますので、この法律全体の趣旨から申しまして中小企業対策という点にしばつておりますので、農協を指定するのはいまだ適当ではないというふうには考えておりますけれども、また法制局とかあるいは農林省とも相談をいたした上で決定していきたいと思ひます。

○田中(武)委員 たとえばこの審議に関連して中小企業庁が出されておる官公需確保対策関係資料の中に、いわゆる大企業と中小企業の受注の割合と金額、件数が出ておるわけですね。それから先ほど私が示しました経済白書の中にも、大企業と中小企業と出てますね。それじゃいままで、農協の納めたものは統計上どちらに入れておるのですか。

○影山政府委員 農協の納めたものは入っておりません。

○田中(武)委員 それじゃ大企業と中小企業というときには、農協は別扱いにしておる。統計上はそうなるのですね。そうすると実際の場合において、農林省は農協から買う場合、あるいは中小企業、いわゆる中小企業等協同組合のほうの商売に入るものを買う場合に、やはりこの問題で混乱が起るのじゃないか。同時にまた、現に農林省へ物を納める場合に、農協といわゆる商業的な事業協同組合との間にいさざととか紛争とかがあるでしょう。それをどう割り切っていくのです。どちらに入れて解釈していくのか。大企業としていくのか、ここどういう組合として考えていくのか。この問題は、実際の場合に於いて混乱を起すのじゃないかと私は思うので、いまここではつきりと政令をこう書きますと言うことができません。

ればあとでつけようです。これは交通整理をして
おく必要があります。私は何も農協を大企業だとは
言っていない。しかし、ここである組合でも
ないとするなら別個の関係である。予算決算令に
基づいては随意契約の相手方としてあがっている
というところは、国なりあるいは機関に物を納めたり
契約する資格があるということなんです。資格
があるからこそ、よけい問題になるわけです。そ
の点についてはつきり……。

○影山政府委員 私どもの資料で統計上まとめて
おります場合には、大企業、中小企業その他とい
うふうになっておりまして、これはその他に入る
と思います。

○田中(武)委員 実際これからの運用はどうい
うようにしますか。

○影山政府委員 さしあたり農協は政令で指定す
るつもりはございません。

○田中(武)委員 そうすると、農林省は実際の場
合にどうするのです。

○稲垣政府委員 農協関係につきましては、現在
本省だけのあれでございまして、あまり物件を買
い入れる例はございません。ですから特に問題に
なっている点はございませんけれども、なおただ
いまの御質問の点もございまして、農林省とし
ての考え方をまとめまして中小企業庁のほうにも
相談し、また法制局の考え方も取り入れまして御
相談申し上げていきたい、こういうように考えて
おります。

○田中(武)委員 いまこではつきりきすという
ことも無理かと思うので、これは両省の間で実際
にあたって混乱のないようなことを取りきめても
らう必要があると思います。大臣よろしいです
ね。

○三木國務大臣 それでいいです。

○田中(武)委員 それでは、建設大臣が見えたの
で、建設大臣に質問します。

これは事務次官通牒ですが、四十一年三月七
日、第十一号という次官通牒で「中小建設業の受
注機会の確保について」というのが出されていま

す。これは、いまこの委員会では官公需について
の中小企業者の受注の確保に関する法律案を審議
しておるのですが、この法律と関係を持たして通
達を出されたのか、それともこれは別個で出たも
のですか。

○瀬戸山國務大臣 基本的な思想については関連
があると思いますが、私のほうはこの法律が提案
される前に建設業の中小企業の問題がなかなかい
ろいろありますので、その前に従来から検討して
おりましたことを通達として出させたということ
でございまして。

○田中(武)委員 日付から見ても国会提出以前で
から、おそろしく閣議決定以前だと思ふのです。通
達が出たのは。しかしこれが出れば当然この法律
との関連の上においてこの通達が出ておる、この
ように思っているのです。

○瀬戸山國務大臣 ざっくりばらんに申し上げて、
今度の法律を、こまかくどうなっているか私よく
承知しておりますが、もちろん中小企業対策の一
環として、私も従来建設省の考えでおります
建設業の特殊事情に就いてそれに応ずる措置とし
て出しておる、こういうことでございまして。

○田中(武)委員 そこで大臣、この次官通牒に対
して法学博士の肩書きを持ち、現に与党の参議院
議員であり、大手も超大手の土建業の会長をして
おる鹿島守之助氏が四月十日にこの次官通牒に対
する反駁の意見書を出しておる。またそれに対し
まして、今度は五月十日ですか、財団法人全国中
小建設業協会からその反駁書が出た。この三つの
いきさつは御存じでしょうか。次官通牒、それか
ら鹿島氏の意見書、それに対する中小建設業協会
の反駁、これは御存知でしょうか。

○瀬戸山國務大臣 鹿島守之助氏から何か私ども
の措置について意見を出されておるということ
は承知しております。それについてまたさらに反駁
の意見といえますか、反対の意見が出ておるとい
うことは、私直接承知しておりません。

○田中(武)委員 そこで確認をいたしますが、次
官通牒は鹿島意見書によって解釈上もあるいは何
といえますか、これを改めて変えるというような
ことを含めて、何らの影響を受けない——鹿島氏
の意見書はこれは大手の立場に立つて言われてお
る。しかも法学博士の肩書きを持つ人が憲法論と
會計法とをあげてやられておる。一度この委員会
に来てもらってじっくりと法学博士の法律のうん
ちくを聞きたいと私は思っているのですが、それ
は別の問題として、そのことによつて建設省の従
来の態度、すなわち次官通牒は変わりませぬね。

○瀬戸山國務大臣 結論を申し上げますと、変わ
りませぬ。鹿島氏は鹿島氏としてお考えを述べて
おられますから、それとをやく私どもは申し上げ
げませんが、憲法に違反する、あるいは事業施行
の適正を害するというふうな趣旨の御意見であり
ますが、私どもはそういうふうには考えておりま
せん。

○田中(武)委員 まことに明快であります。そこ
で建設省が直接発注する工事あるいはその他をも
含めてですが、この土木建築、土建業は特に下
請、再下請という関係が多いと伺っております
が、その実態はどうでしょうか。それからこの建
設業法の第二十二條に「一括下請負の禁止」とい
う規定がありますね。実際は一括下請に出してお
るような例はあるのじやないかと思ふのですが、
どうでしょう。その実態をひとつ……。

○瀬戸山國務大臣 建設業の下請ということは
間々あることであります。しかし法律上一括下請
は禁止されております。なお部分下請ということ
があります。これは禁止しておりません。しか
し事業の施行が適切であるかどうかということ
を見なければなりませんから、国あるいは地方公共
団体の公共事業等に関する下請については事前に
承認を得る、こういう措置をとっております。

○田中(武)委員 その承認の中に、建設業法二十
二條三項による一括下請除外の承認をした例はあ
りますか。

○志村政府委員 お答え申し上げます。
建設省関係で一括下請を認めた例は、私の知る
限りではございません。

○田中(武)委員 それと、部分的に下請に出す。
しかしその部分の下請を五つなら五つ合算すると
それで一括と同じようなことになるというところは、
自分で直接施工せずに五つくらいに区切つて五つ
の下請にさすというふうな事例はどうですか。

○志村政府委員 ゼネコンと申します総合請負業
者が幾つかに分けてまして、各下請につきまして総
合的な企画、段取りをつけ、機械を貸し、資金を
貸すというふうなことでやっている場合はござい
ます。

○田中(武)委員 それを裏側からみれば一括と同
じことじやないですか。この一括下請の禁止は元
請者、契約者がそのまゝざろりと特定の人に請け
負わせることだと思ふ。しかしそれを五つに区分
して五者にまかせても、この元請者が直接工事は
やらないというところにおいては、一括下請と同じ
じやないですか。第二十二條の一括下請の禁止の精
神はどういうところにありますか。

○志村政府委員 おおむねの場合はただいま申し
上げたようなことでなく、主体部分は元請がやつ
ておられます。元請が下請を使ひまして、主体部分
につきましても下請にまかせるといふことは、ごく
少ないのであります。しかし施工監理とかある
いは仕事の段取りあるいは機械の貸与というよう
な点につきまして、全体を元請が統括して行なう
という事例は、例外としてございまして。

○田中(武)委員 だから例外としてある場合は、
建設業法二十二條でいう一括下請と同じことじや
ないか。法の精神から同じことじやないか。そうい
う点が一点。いまこでは私は何も建設業法につ
いて議論をしようと思つておりませんので、いろ
ろありますが簡単に言ひます。あらためてまた建
設委員会の場でひとつやらしてもいいと思ひま
す。そういうことで一括下請と同じよ
うな、分割して下請をさせておるが実際には一括
下請と同じような状態、いうならば建設業法二十
二條の一括下請禁止事項に違反した業者がある。
ないと言ふならば資料を出してもよろしい。それ
をひとつ調べてください。それで建設業法違反の

場合は適当な処置をとってもらいたい。それから
そういうような場合、あるいは一部は直接でやる
が他は下請でやった場合、元請契約と下請契約と
の間の金額の差、そういうものは、一説によれば
六割くらいだなんて言われておりますがね、これ
は私も科学的なデータに基づいていませんが、四
割くらいのものだと言われているが、そういうよ
うな点はどういふようになっているのか。

もう一つ建設における労働災害、これが最近多
いようですが、ほとんどが下請の工夫に出てお
る。そういうような下請制度について建設大臣は
どう是正しようと考えておられますか。

○瀬戸山国務大臣 実例あるいは法の解釈につ
いてはもう少し検討する必要があると思いますが、
先ほどの部分的なものを何人かにやらせる、これ
は法律違反じゃないか、要するに、実例について
は調査しなければなりません(田中(武)委員「い
や、もう例外的にはあると言っておる」と呼ぶ)一
括下請は禁止しておる。責任の所在を請負者に持
たしておる。それからなお他のものに請け負わせ
てそして責任を免れるということとはできないとい
う意味において禁止しておる、私は法律をそう解
釈いたしております。先ほど事例として局長から
申し上げましたけれども、その施工全責任はやは
り元請が持つておるといふ体制で認可を受けてや
れば、それはあえて法律に違反することでない。
一括下請を禁止しておりますのは、その者の施工
能力、資金その他を信用して注文を出してあるわ
けで、それをまた他の者に、自分が全体の責任か
らのがれるという意味において請け負わすといふ
ことは許されない、こういうことであらうと思っ
ております。

それから、労働災害等の場合についてお話が出
ましたが、よくそういうことがあります。さらに
また、賃金不払いということが事実上あることは
あります。この下請がいろいろ複雑になってお
りますとわけがわからなくなる、こういう事態も
ありますので、この点については、建設業法等に
ついてもう少し検討して秩序を正す必要がある、

こういう意味でいま建設業法の改正を検討中であ
ります。ただ実際に行政をいたしましては、かり
に下請でありますが、賃金不払い等はいいわゆる
元請で責任を持つべきである、そういう責任を持
たないような賃金不払いがあったら、将来指名を
停止するという行政措置を現在講じておる、こ
ういふことでございませう。

○田中(武)委員 建設業法二十二条の解釈につ
いては、いささか私は違ひます。この禁止規定が
あつてもなくても、契約者が施工の責任を持つ
のは当然なんです。責任の所在の關係ではないと私
は思ふのです。しかし、いまあなたを相手にここ
で法律論争はやりません。しかし、いまあなた
の答弁は、法律的に見ると私は納得できません
が、それはそれとして、下請代金が元請の代金と
どの程度違うか、そういうことについてお調べに
なつたか。俗に、六割くらい——四割くらい天引
きだ、ピンはねだといわれておるんです。それと
同時に、元請から下請に払ういわゆる下請代金、
これがよくおつておる。そこで、もう十年ほど前か
ら、これは公正取引委員会の所管になつておりま
すが、下請代金支払遅延等防止法というのがある
。しかしそれはまずさしあたって発足の場合に
は加工と修理だけの問題に適用する、こういうこ
とで土建業には適用になつていない。しかし土建
業にこの下請代金支払遅延等防止法を適用すべ
きであるといふことで、当委員会においてもそう
いふ附帯決議がなされております。そこで、公正取
引委員会なり通産省では、大体その用意がある
と思ふのですが、直接土建業を監督しておる建設大
臣は、下請代金支払遅延の問題についてどう考
えておられますか。

○瀬戸山国務大臣 支払い遅延防止法について
は、直接、いまお話しのとおり建設業には適用さ
れておらない。しかし、これは適用するという意
味で検討すべきじゃないかという国会の意思が出
ております。ただ建設業の場合にはほかの業種と
違つた各種の問題がありますので、必ずしもそれ
だけで解決するかどうかといふことについて検討

すべきところがある。そういう意味で、先ほども
申し上げましたように、そういうことも含めて建
設業法の根本的な改正をしなければならぬ。責
任の問題、いまの下請の問題を含めて建設業審議
会でいま検討中でありまして、私もその検討
を待つて処理をいたしたい、かように考えてお
ります。

○田中(武)委員 私は何も建設業法をいま直ちに
改正しなくても、その運用で解決する問題であ
る、こう申し上げておきましよう。建設業法の関
係ではないのですよ。下請代金支払いの問題はま
あその程度にしておきましょう。

それから建設業の業者の格づけといふは、
そういうのに点数制度——客観的総合的数値とい
うのですか、そういうのがとられておりますね。
これはどういふような考え方の上に立つて、どの
ようにしてつくられておりますか。

○志村政府委員 建設省は、毎年大臣登録の業者
につきまして、点数制による格づけ審査を行なつ
ております。これは工事の発注の基準をいたしま
して審査をいたしているわけでございしますが、建
設業法の二十七条の二という規定がございしま
すが、これに基づきまして公共工事の入札に参加し
ようとする建設業者の申請によりまして、審査規
程その他経営規模その他経営に関する事項を、あ
らかじめ定められました客観的な基準に基づきま
して審査を行なつております。その結果を公共工
事の注文者とかあるいは申請をした業者に通知す
ることといたしております。これは公共工事の入
札にあたりまして、各発注機関が、会計法等に基
づきまして建設業者の入札参加資格を審査する
とともに、指名基準を設定する場合の資料に供し
ておるわけでございませう。

○田中(武)委員 そういう総合数値による点数で
その企業の実体といふは、これを格づけして、
それをさらに何点から何点まではAとかBとかい
うようにして、そして請負金額幾ら以上はA級だ
とか、幾らまではB級とかといふようなやり方
をしておられるわけですね。そこでそういう客観的

総合数値による格づけはABCDEとなつてい
る。そのことと今度この中小企業者の受注の確保
に関する法律、これが実施せられたときにはどう
いう關係になりますかね。この法律の第二条で、
定義があつて、中小企業者という定義が下され
ておるわけですが、第二条一項一号によつて、建設
業は五千万円以下の資本金並びに常時使用する従
業員三百人以下、こういうことになるわけだ
すね。そうすると、この法律でいう中小企業とあ
なた方のABCDEの格づけとはどういふ關係にな
りますか。

○志村政府委員 現在建設業として登録を受けて
おる者は約十萬ほどございしますが、そのうちの九
八%は今回の法律に書いてございします中小企業、
資本金五千万円以下の業者でございします。そう
いふ意味におきまして、ABCDEと五つのラン
クをつけておりますが、Aを除きましてB以下は、
ほとんど全部この中小企業に該当する、こう考
えております。

○田中(武)委員 そこで、このABCDEとい
うような格づけをする、そしてその中においてこの
程度のものはこのクラスだ、こういうことはある
意味においては、社会党案を御存じじゃないけれ
ども、社会党案の第五条等にうたつておることか
らいえばいいと思ふ。しかしまた一面、あなた
の説明によると、A以外はみんな中小企業だ、こ
うなると、中小企業を今度は四ランクに分けるわ
けですね。そういうこととこの法律の趣旨とはどう
いうことになるかね。影山さん、どう考えていま
すか、こういう格づけと法律の定義との關係は。

○影山政府委員 中小企業者の中にも、御承知の
ように中規模、小規模、零細規模とあるわけであ
ります。やはりおのおのその受注の機会を確保
してやるといふきめのこまかい措置をやつてあげ
なければいかぬといふことでありまして、建設省
のほうのおやりになつておることは非常にきめ
のこまかい中小企業対策だといふふうに考えてお
ります。

○田中(武)委員 いや、きめのこまかいといふこ

とはいんだが、一面においては、先日来議をいたしております社会党案五条の契約の特例にむしろ合つたようなシステムだと思ふ。ところが一面において、この法律でいう中小企業の中にランクを設けるということですね。これは矛盾しないか。もっと言いかねるならば、この法律が通ることによつて、このランクなりその請負限度金額なりを検討し直す必要はないか、そう思うのですが、これはいまここで結論は出ないかと思うのですが、どうですか、検討し直す必要があるのじゃないか。それは中小企業庁あるいは通産省と建設省とがもっと打ち合わせる必要があると思ふ。どうですか。

○志村政府委員 その問題につきましては、通産省とも十分相談をいたしたいと存じますが、この一応の基準をきめました場合には、建設業者の実態等に依つて相当調査をいたしました結果の答申でございまして、にわかに変える必要はあまりないのじゃないかと存じますが、念のため通産省とも打ち合わせをいたしたいと存じます。

○田中(武)委員 建設大臣、建設法による中央建設審議会ですか、これに対して、この法律が通ることによつていままでの格づけとかあるいは総合数値の、建設の請負金額五千万以上とか一億五千万以上とかある金額を、少し変える必要があるのじゃないか。最近変えられたようですが、もっと変えられる必要があるのじゃないかと思ふのです。そういうことについて、建設法に基づき権限によつて審議会へ諮問をする、そういうことは考えられませんか。

○瀬戸山國務大臣 いま局長からお答えいたしましたように、いま御審議中の法律が制定されましたら、それとの関係を検討いたします。検討いたしますが、格づけに依する受注量、受注単位というもののについては、最近これは審議をお願いして改訂したばかりでありますから、その点、よく今後の検討に付したい、かように考えております。

○田中(武)委員 最近変えたということは私も

知つています。しかし、こういう法律ができた上に立つてもう一度検討する、そのためには中央建設審議会に諮問をする、そういう必要があると思ひますので、それを要望しておきます。

それから影山長官あるいは三木大臣には、これは一長一短だと思ふのですが、われわれが言つてゐる契約の特例ということと関連して、この行き方のも一つの行き方ではなからうか、そういう点も、いいところは組み入れるように検討してもらいたいと思ふのです。

そこで、次にお伺いいたしますのは、そういうことで総合的数値というのをつくるのですが、その契約だけでなく、ほかの面に総合的数値というものが動いておるわけですね。たとえば、設備近代化助成金の貸し付けに対して、二十五点から三十点、三十何点とか回答があつたけれども、たしか私は二十五点から三十五点と変えられた、これは兵庫県ですが、その記憶してあります。ところが、設備近代化助成法の第二条では、もう定義がきまつておるのです。設備近代化助成金の借り入れのできる資格者は、この法律によつてきまつておるのです。しかるに、そういう行政措置といひますか、審議会から示された基準による行政的な点数によつて、何点以上でなければ資格がない、こういうような行き方はいかにがなものです。

○志村政府委員 先生のお話の分は、中小企業設備近代化資金の貸し付けについての一つの基準の問題かと存じます。御承知のとおり、これにつきましては、都道府県が通産大臣の基準に従つて自身をきめておるわけですが、私も通産省と相談いたしましたし、貸し付けの金額がわりあい少のうございまして、建設業自体が、機械、たえばブルドーザー一台にしても、六百万円ぐらゐるわけでございますので、そういう面で、特に設備の近代化が急速に必要とされる企業層がどの辺だろうかというふうなことを考えまして、そういうところに対して優先的に考えてほしいという要請をいたしましたわけでございます。点数で一応考えましたのは、大体点数に

で、企業の大きさと申しますか、それらがわかるわけでございます。ただいま先生おっしゃいました客観的数値三十五程度のものでございまして、いわゆるABCDEの中で、Dクラスでございまして、

○田中(武)委員 そこで私が疑問に思ふのは、その近代化助成金の運営にあつた一つの基準を持つことは、私はいけないと言ひませぬ。しかし、現実に行つたときには、おまえ一点足らぬ、資格はないと言ふことは、いかにがなものです。これを借り入れられる資格は、この中小企業近代化資金助成法第二条の一項一号によつて、きまつておるのです。それを、おまえは資格がないと言ふことは、行政措置をもつて法の定義を修正する、言ふならば行政権といひますが、これも行政指導になるのかどうか知りませんが、行政指導によつて法の定義を修正するということになりやしないですか。私は、あらゆる委員会において、これから行政の行き過ぎ、法に対する行政の挑戦、そのことを取り上げていきたいと思つておりますが、これもその一つだと思ふのです。中小企業の定義がちゃんと法律によつてきまつておる。ところが、あなた方は、もとは契約基準をつくるために総合数値といふものをつくつた。それを、何点から何点までのものでなければ貸さないというようないき方は、いかにがなものです。そのこと自体が、それを主とする中小企業庁ではわからなかつたのです。かつてあなたの方でつくつておつたそういう点数があつて、あなた資格がないと言われたので、私は聞き合つたのです。ところが、中小企業庁でもそのことは十分把握してゐなかつた。そういう行き方は、まさに行政権をもつて法を修正する、こういう結果になるが、いかにがな。

○志村政府委員 先生のおっしゃる点につきましては、中小企業庁の通達の中におきましても、大體基準といひますが、こういった建設業者に優先的に貸すのだという趣旨が盛られております。私もただ、建設省がやつてにやつたわけではございませぬ。通産省とともに相談をしてやつたわけでございますが、ただ、先ほど申し上げましたように、建設業の特殊な事情等がございまして、資金の限度といふものもございしますので、特に設備近代化が急速に必要とされる企業層に重点を置いてやつてもらいたいというのが私の趣旨でございます。

○田中(武)委員 企業庁は、私がそういうことが現実にあつて聞いたときには、よくわからなかつたのです。相談にあつたおつたのかどうか知りませんが、幾ら幾らのものならばこの程度といふことの基準を設けて運用することは、あえて私はいかぬと言つていないのです。しかし、あなたは何点でこういうところだから三百万円のやつを二百万円とかというなら話はわかる。資格がありませぬと言つたのです。それなら、まさに行政指導をもつて法の定義を修正しておるじゃないですか、変えておるじゃないですか。行政の行き過ぎを認めますか。立法に対する行政の挑戦、これを認めますか。

○影山政府委員 ただいま御指摘の点でございしますが、基準を聞かれましたときに知らなかつたのは、これは私が知らなかつたわけでございます。基準としては中小企業庁と建設省と協議してきめたわけでございます。この基準をきめます趣旨は、先生御承知のように、中小企業の近代化資金助成法で近代化の補助金というものは、零細層に無利子の金を貸してやろう。それで設備の近代化をできるだけはかつていこうということでございます。ですので、そういう趣旨のつとりまの基準でございます。そこでその基準は、それでは全然弾力性がないものかどうかということになりますと、その基準にあつてはまらないけれども、やはり法律の趣旨から近代化資金を貸し付けなければいけないものにつきます。これは通産局あたりが県と協議いたしましたので、それで弾力的に配慮をするという仕組みになつておりますので、法律の定義を基準によつて変えるという意図は全然ございませぬ。

○田中(武)委員 それはそう答えなくちゃしょうがないと思うのですが、あなたが総合数値が何点オーバーしておるからというのなら話はわかるのだ。より詳細に貸すようになっておるといふのなら何点足らぬから資格がないということは、どうなんだという事なんですか。私は、もちろん無条件に運用すべきではない、基準があつてしかるべきだと思ふ。しかもこれは県等では、本省、すなわち建設省からの通達によつてこちらでたとえ一点たりとも動かすことができませんと答えておる。そういうばかんなことはあるかということですが、それならばまさに行政措置をもつて法を修正しておる。二条の定義を変えておるといふことなんです。現にそういう運用が行なわれているので、中小企業庁とそれから建設省はその運用についてあらためて弾力性ある運用をするように通牒を出しますか。どうですか。通牒を出さないといかがです。

○影山政府委員 建設省と相談いたしましたして御趣旨に沿うようにしたいと思つております。

○田中(武)委員 建設省はどうですか。

○志村政府委員 企業庁長官の言われたとおりです。

○田中(武)委員 いろいろと建設省にお伺ひしたい点もありますが、本来の委員会に帰られるそうですからきょうはこの程度にしておきます。あらためて建設行政については一度対決をする機会を与えてもらいます。いかなる場合も、どんな委員会でもこれから出ていって行政権の行き過ぎとか不法性の挑戦には片端からやつていくから、挑戦状をこで投げかけておきます。それでは建設大臣けつこうです。

もう、だいたい各委員から質問もありましたから、私もあと二、三点で終わりたいと思ひます。一つは、この法律が通れば会計法との関係で会計法の二十九条の三の二項の政令等を変えていく必要があるんじゃないかと思うのです。それはどうですか。

○影山政府委員 二十九条の三の二項におきま

ては、一般競争入札に「加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争に ついて必要な事項は、政令でこれを定める。」といふことになっておりまして、当然この政令で資格基準等がきまるようになっていますが、この政令は、予決令の第七十二条におきまして先生御承知のとおり「契約の種類ごとに、その金額等に 応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に 関する事項について一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。」相当包括的な規定がしてございまして、むしろ政令そのものの検討というよりもその運用の実施の基準の問題であらうかと、とにかくこの法律の趣旨に照らしまして、会計法上の政令等につきまして検討を加えるべきものは検討を加えるということにやぶさかではございません。

○田中(武)委員 私は、この会計法の二十九条の三、二項に基づく各政令がどんなものかというところを見ていないので何とも言えませんが、この政令なりこれに基づくいろいろなとりかきめがあると思ふ。省令になっておるのかどうかはしませんが、そういうものを改正をして、中小企業者が自由にといひますが、いわゆるそういう機会に参加する、このことがこの法律の目的でしょう。したがって会計法あるいは予算決算令等々に基づく政令あるいは省令あるいは規程ということになるかもしれないが、そういうものについては、ひとつ十分にこれは通産だけでなく各省で検討をしていただきたい。そうでなければ、この法律は意味をなさないわけですから。ひとつ大臣、頼みます。十分やっていただきたい。それだけ答弁していただいたらけつこうです。

○三木國務大臣 努力するようにいたします。

○田中(武)委員 もうみんながやったと思うのですが、たとえば要請と勧告ということばが、社会党案と政府案とでは使い分けてある。この要請と勧告というのは、一体どの程度違うのか。あるいは義務と努力、これは大体わかると思うのだが、社会党案と政府案との違いを拾うと、そういうことばが違つておるわけですから。そこで努力と義務、要請と勧告、これは一体どう違うのですか。

○影山政府委員 政府案の三条におきまして、見出しが「受注機会の増大の努力」ということになっておりますが、本文を読みますと、「受注機会の増大を図るよう努めなければならぬ」と義務を規定しておるわけですから。これは単純に見出しの書き方の問題だと考えております。

○田中(武)委員 そうしますと、「努める」ということは義務である。したがって、われわれが言う義務と実際においてはそう変わりはないということではないのですか、法制局の部長さん。

○田中(康)政府委員 「努めなければならぬ」というのは、通常やはり広い意味で義務と言われたい。これは努力義務と言われるものであります。そこで努力義務といふことが法律上の効果はどうであるかといふことになりまして、その法律上の効果はやはり努力するだけの義務があるだけであらうして、つとめるということと何々しなければならぬといふこととはもちろん違つてくると思ひます。

○田中(武)委員 やはり違ふですね。影山さん、義務だといふなら法令違反に関する罰則がありま

すか。まあ、それはいいとして、それから勧告と要請はどのように違ひますか。

○田中(康)政府委員 勧告と申しますのは、通常その勧告によりましてあることを進められまして場合にその行為をしなればならぬかどうかというときに、その行為を特にしないからといって法律の罰則なりあるいは法律違反になるということではない。その点におきましては要請と同じでございます。その点にきくまでも、ただ要請といふのはこちらが何ら上下関係に立つておらない。あるいは向うに対しての一定の権利義務の関係にないという場合にこちらからお願いするといふような意味合いが含まれてきて、そこで勧告といふものと、要

請といふものとは、そういう二つの間、両者の間の違いから出てくると考えております。

○田中(武)委員 要請と勧告、それは両者が同等の立場であるのかどうかということから変わつてくるということですが、一応そういうことについておきましよう。そこで各委員からこの法律に対していろいろ質問がなされておるので、私はもうそう多くをなにしなくてもいいと思ふのですが、最後に第七條、このことばも、基本法の何条かに同じことばが載つていますね。同じようなことばは、したがってこれも抽象的であるけれども、これは自治省も呼ばなくちゃいかぬと思うのですが、われわれの案では、それに基づいて地方公共団体の施策に対し勧告をするとか、あるいは実績の報告を求めるとか、こういうことにしておるのですが、少なくとも報告は法律的に明確に規定がなくては求められまね。地方で幾ら受注したかといふことは報告がなければ統計にとれないはずだ。だから報告は求められると思う。それから勧告といふことはどういふことになるかわかりませんが、いわゆる憲法の精神からいって、地方自治の独立性、自民党は中央につながると思ひますが、この独立性をやはり尊重するといひますが、こういう書き方をしたんだと思ひます。これは自治省とも十分に連絡をとつてこの効果あらしめるようにしなければ、これも絵にかいたもちにすぎなくなる、こう思ひますが、いかがですか。

○影山政府委員 自治省とも十分連絡をとりまして、この法律の根本精神が生かされるようによく相談いたしていききたい、このように考えております。

○田中(武)委員 先ほど来申し上げておるようによ、この法律に、ことに一条の「機会」ということば、それから三条の「予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ」というこの二つの文句が相互関連して動くならば中身はなくなつてしまふと思ふのです。しかし三木大臣も影山長官も運営によつて補う、こういう明確な答弁があつたので

その運営に待ちたいと思います。しかし、私の申し上げているのは、先ほども申しましたように、いかに立法者がそういう意思を持っておつても、独立すれば、もう法律として制定されれば一人歩きをする、そしてあとからの人は、その法律にあらわれた文言だけでものごとを解釈していく。そこで立法者の意思が入らないというながある。しかし一面、まずこれが実施されたときに、まず当初に影山長官のもとでどのような運営がされていったか、こういうことが足らざることを補う慣例をつくっていくのではなからうかと思う。したがって、まず本日のところは、三木さんと影山さんを信用して、一応けたを預けたというかつこうでこの質問を終わります。どうか運用で慣習を積み上げていって足らざるところは補えるような実績をつくってほしい。

以上をもって、私の質問を終わります。

○天野委員長 板川正吉君。

○板川委員 ちよつと確認しておきたい事項があります。その前にちよつと基礎的な数字を説明願いたいのですが、資料によると、昭和三十八年度における官公需の金額が出されております。一兆三千六百二十五億円調達が行なわれておる。こういうことになっておりますが、この中で官庁別じゃない、機関別ではなくて建設関係の需要というのはどのくらいの割合を占めておるだろうか。○影山政府委員 工事契約に属するものが、中小企業者の受注が金額でしまして五一・七%になっております。

○板川委員 そこで伺いたいのは、社会党案の五条には、この間も触れましたように「官公需契約につき、国等がなす契約に関する法令又は公社等の定めの規定にかかわらず、指定業種に属する事業を営む中小企業者のみの一般競争に付することが出来る。」いま考えてみると、一般競争というよりも指名競争といったほうがいいかも知れません。原則的に一般競争と書いてあるが、指名競争といったほうがいいかもしれない。この数字は、すでに建設省の、いま田中委員の質問のよう

に、数値による格づけによってすでに指名入札制度というのが中小企業に行なわれておる。それはたとえばABCDEと五段階に分けて、発注する金額を区分するとA級が一、二%、B級が六%、C級が二〇%、D級が三〇%、E級が四〇%、こういうふうな大体のパーセンテージが示されておる。そしてこれを全国の建設業者の格付けに照準を点数表による格づけによつて上から一、二%をA級とし、その次の六%ぐらゐをB級とし、次に二〇%、三〇%、四〇%ということC、D、Eというふうに分けてあつて、A級からB級にあまり——若干越境しますが、あまり越境してはいぬ。B級から下へあまり越境してはいかぬというたてまえをきびしくやれというのが建設次官通達であらう、こう思いますね。ですから、従来もたとえばA級がC級の工事に指名を受けて参加するということはあまり行なわれないようなシステムで、建設関係はやつておつた。これが建設省であります。ほかの官庁も大体これと似た扱いをしておるだらうと思うのです。そこで、社会党案の五条を政府案があげなかったということは、実質的にはそういう規模別に中小企業者が受注できるような指名契約制度をやつておるのだ、こういうことでこの趣旨は現行の制度の中にあるのだからあえて書かなかつた、こういうふうな解釈をしていいのですか。

○影山政府委員 御指摘のとおりでございます。

○板川委員 その点がこの前、私、確認してなかつたものですから追加して質問いたしました。

以上で終わります。

○天野委員長 次会は、来たる十七日火曜日午前十時十五分より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十分散会

昭和四十一年五月十八日印刷

昭和四十一年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局